

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年12月26日認可した。

平成27年1月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）下出地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）村道下1号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）エビス地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）黒淵中河原地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）中出2号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）黒淵東角地区